

9月30日期限の取り消しを求める新仮処分

8月3日広島地裁第1回審尋で双方火山事象に関するプレゼン

2018年7月31日（広島）

広島高裁が昨年12月に決定した四国電力伊方3号炉の運転差止仮処分命令に、18年9月30日までの期限がついているのは不当として、申立人4人（広島市在住3人及び松山市在住1人）が、広島地裁に期限の取り消しを求めて争われている仮処分申立事件（新仮処分）の第1回審尋期日が来る8月3日に開かれる。

新仮処分は去る5月18日広島地裁に申し立てられ、その後6月14日に進行協議期日が開かれ、8月3日が第1回審尋期日と決まっていたもの。

第1回審尋期日では、裁判官ら（裁判長・藤澤孝彦裁判官、右陪席・伊藤昌代裁判官、左陪席・内村諭史裁判官）の要請で、「火山事象」に関する申立人及び相手方双方のプレゼンテーションが行われる。持ち時間は双方とも90分で、申立人側は火山灰学者の町田洋氏（東京都立大学名誉教授）がプレゼンを行う。なお追加書面の期限は7月31日と決められている。

新仮処分では、広島高裁決定時につけられた「9月30日期限」が、本案訴訟（本訴）の進行状況や「火山事象」を理由として「伊方原発は立地不適」とした広島高裁決定に鑑み合理的かどうか争点となる。第1回審尋は広島地裁で3日午後1時30分に開始され、午後5時までには終了する見込み。（一般非公開）なお新仮処分は第1回審尋で結審する可能性が高い。

原告団は、審尋の時間を利用して、広島弁護士会館3階大ホールで『地球に「火山の冬」をもたらすかも知れない～巨大火山噴火について学ぼう～』と題する学習会を開く。学習会では火山の巨大噴火を分かりやすく解説したビデオを視聴した後、広島大学大学院理学研究科・早坂康隆准教授をコーディネーターに迎えて、町田名誉教授が提出した陳述書の読み合わせ、参加者全員による意見交換・質疑応答などが行われる。

審尋終了後直ちに同大ホールで、担当する弁護団及び申立人を中心に記者会見、その後報告会が開催される。（午後5時ごろ記者会見開始の見込み）（添付チラシ参照のこと）

なお同日の取組は以下の通り

【広島地裁新仮処分申立第1回審尋期日の取組】

日時：2018年8月3日（金）

場所：広島地裁及び広島弁護士会館3階大ホール

13時15分ごろ：原告団・支援者による広島地裁乗り込み行進

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

13時30分から17時ごろまで：広島地裁で新仮処分第1回審尋（一般非公開）

14時から17時ごろまで：広島弁護士会館で「巨大火山噴火について学ぼう」学習会

17時ごろから18時ごろまで：広島弁護士会館で記者会見・報告会

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる